

①就労の確保

主な取組

- 協力雇用主の雇い入れ拡大のための支援の充実
- 協力雇用主の活動に対する社会的評価を向上させ、なり手の確保を推進
- コレワーク・更生保護就労支援事業所による協力雇用主等に対する支援の充実
- 福祉的支援が必要な者の就労確保の推進

現状

協力雇用主に対するアンケート調査(H30)

- ・ 雇用経験のある雇用主のおよそ5割が雇用しても半年以内に辞めてしまうと回答

- ▶ 調査結果を踏まえ、**保護観察官等の積極的な働き掛け**や、更生保護就労支援事業所を順次拡充して新たに**職場定着支援事業**も実施

経済団体との連携

- ・ 経済団体の協力を得るなどした広報・協力雇用主の確保促進の継続
- ▶ 協力雇用主数：22,472社（H31.4.1現在）
→ **24,213社**（R2.10.1現在）

コレワークによる支援等の実施

- ▶ 企業等から**延べ4,954件**の相談を受け付け、**738件**の就労内定（H28.11～R2.12末）

「包括的な就労支援」の実施

- ・ 令和2年度から、就労の確保等に困難が伴い、支援の必要性が高い受刑者等に対し、矯正官署と更生保護官署が連携し重層的かつ**シームレスな就労支援**をモデル的に実施

農福連携

- ・ 日本農福連携協会と連携した**ノウフク事業者への就農送り出し**の枠組みの構築

成果

- 実際に雇用する協力雇用主・被雇用者の増加・維持
（H30.4.1現在：887社・1,465人→R1.10.1現在：**1,556社・2,231人**
→R2.10.1現在：**1,391社・1,959人**）
- 矯正施設在所中の就労内定件数の増加（H28年度：576件→**R1年度：1,498件**）
- 農福連携を活用した刑務所出所者等の雇用に係る連携体制づくり

課題と対応策

- 就職後の確実な職場定着の実現
→ 日本財団・職親企業等の協力を得て、令和2年度中に、**職場適応・定着のためのガイドブック**を作成し、令和3年度に普及を予定
→ 全国8か所に拡大したコレワークにおいて、協力雇用主等に対するより**きめ細かな支援及び広報活動**を実施

②住居の確保

主な取組

- 更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進
- 高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇の実施
- 更生保護施設退所後も自立更生のための継続的な支援を実施

現状

更生保護施設

- ・ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に宿泊場所や食事を提供し、専門の職員によって自立に向けた生活指導や職業補導等を行う施設（民間の法人が運営）
- ・ 全国に**103施設**（定員は**2,402人**（R3.2.1現在））

- ▶ 行き場のない刑務所出所者等を
年間約8,000人保護
- ▶ 高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇の実施
 - ・ 福祉スタッフ(全国74施設)、
薬物処遇専門スタッフ(全国25施設)を配置
- ▶ 地域で生活している者の自立更生のため、
継続的な支援を実施(施設退所後のフォローアップ)

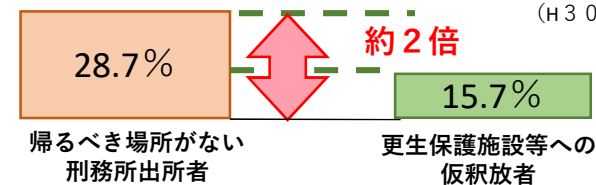
自立準備ホーム

- ・ 帰るべき場所のない刑務所出所者等が多数に上る中、更生保護施設以外の多様な住居を確保

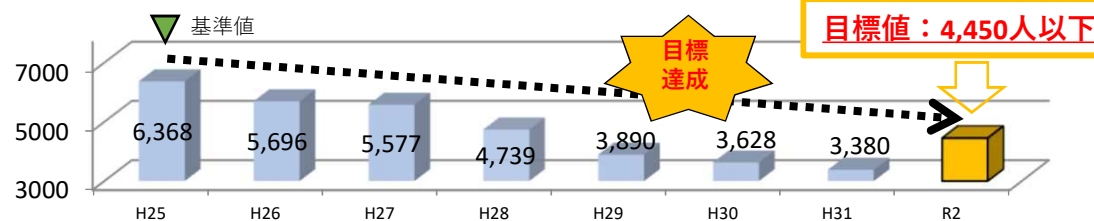
★ 緊急的住居確保・自立支援対策（平成23年度～）

- ・ あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人などの宿泊場所・食事を提供（全国**432事業者**（R2.4.1現在））

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率



成果



【数値目標】

2020年までに帰るべき場所がない刑務所出所者の数を3割以上減少させる

課題と対応策

- 満期釈放者に対する“息の長い”支援の必要性
 - 更生保護施設退所者に対する**訪問相談支援事業の充実強化**
 - **居住支援法人と連携した居住確保の実践事例の積み上げ**
 - **自立準備ホームを活用した居住支援施策の充実強化**

③高齢・障害のある者への支援

主な取組	○ 矯正処遇を経ない起訴猶予者等への入口支援 ○ 刑事施設・少年院内における福祉的支援 ○ 福祉的支援を必要とする刑務所出所者等に対する特別調整		
現状	<u>入口支援</u> ▶ 8 の地方検察庁に社会福祉士を配置し、検察官に福祉的助言を実施 ▶ 22 の保護観察所に、福祉的支援を実施する特別支援ユニットを設置	<u>矯正施設における支援</u> ▶ 刑事施設で高齢・障害者に対する社会復帰支援指導プログラムを実施 ▶ 87 の矯正施設に社会福祉士を配置し、被収容者に福祉的支援を実施	<u>特別調整</u> ▶ 特別調整終結人員 ： 775 人（R1 年度） ・ 出所(院)までに受入先を確保した数： 469 人 ・ 出所(院)までに受入先を確保できなかった者のうち、出所後も継続して調整し、受入先を確保した数 ： 170 人
	厚生労働省と連携し「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会」を実施		
成果	○ 矯正施設における処遇を経ない者・矯正施設収容中・矯正施設釈放後のいずれの段階においても、シームレスに高齢・障害のある者の支援を展開 ○ 検討会において、刑事司法関係機関・福祉関係機関の連携強化等に向けた今後の取組等を報告書として取りまとめ		
課題と対応策	○ 対象者の特性に応じた、より効果的な入口支援の実施 → 社会復帰支援の実施体制の充実強化、福祉的支援に係る職員の能力向上、更生保護施設等の一時的な受入れ先の確保 ○ 受刑者等が福祉的支援の必要性を自覚せず調整にのらない場合がある → 収容早期からの福祉的支援ニーズの把握、関係機関間での情報共有（矯正施設職員・保護観察官による働き掛けの強化）		

④薬物依存を有する者への支援

主な取組

- 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施
- 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会の開催

現状

効果的な指導等の実施

- 施設内から社会内への一貫した専門的指導プログラム
 - ・ 刑事施設における薬物依存離脱指導 : **8,751人 (R1年度)**
 - ・ 少年院における薬物非行防止指導 : **232人 (R1年)**
 - ・ 保護観察所における薬物再乱用防止プログラム : **3,498人 (R1年)**
 - ・ 札幌刑務支所における女子依存症回復支援モデル事業
- 保護観察終了後を見据え、医療機関等による治療・支援等に保護観察所対象者をつなげる取組

「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」の実施

- ・ 厚生労働省と連携し、論点整理や外部有識者等へのヒアリング等を実施

成果

- 罪名別2年以内再入率（覚醒剤取締法違反）の低下
H28年 18.7% → **H30年 16.0%**
- 医療機関等による治療・支援を受けた保護観察対象者の増加
H28年度 333人（4.4%） → **R1年度 566人（7.0%）**

課題と 対応策

- 専門的指導プログラム・モデル事業の実施及び効果の検証
 - **女子依存症回復支援モデル事業の実施**
 - **必要な統計データ等を収集した上で効果検証を実施**
- 「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」における議論も踏まえ、**地域社会における継続的な治療・支援のための体制整備等を更に検討**

⑤満期釈放者対策

主な取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

現状

出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用

- ・ 保護観察官による生活環境の調整のための調査面接の積極的な実施
- ・ 受刑後早期からのアセスメントに基づいた適切な指導・帰住地調整・就労支援等による仮釈放の適切かつ積極的な運用
- ・ 特別調整を始めとした高齢又は障害のある矯正施設入所者に係る福祉サービス等の確保のための関係機関の連携

▶ 生活環境の調整のための調査担当の保護観察官を刑事施設 **11** 庁に駐在配置

▶ 仮釈放率の向上

55.2% (H25) → **58.3%** (R1)

▶ 満期釈放者の帰住先の状況の改善

適当な帰住先のない満期釈放者数

6,368人 (H25) → **3,380人** (R1)

満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

- ・ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導等を行うため、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れを促進

▶ 行き場のない刑務所出所者等を

年間約9,000～10,000人保護

▶ 高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇の実施

福祉スタッフ（全国74施設）及び薬物処遇専門スタッフ（全国25施設）を配置

▶ 地域で生活している者の自立更生のため、継続的な支援を実施（施設退所後の生活相談支援等）

成果

満期釈放者の2年以内再入率 **27.3%** (H24出所者) → **24.2%** (H30出所者。仮釈放者 10.4%)

2年以内再入者数 **2,726人** (H25～29年の平均) → **2,114人** (H30出所者)

※ 参考 令和4年までに満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる（目標値2,000人以下）

課題と対応策

満期釈放者の2年以内再入率は仮釈放者の2倍以上

→ 現在の取組を更に推進

→ **更生保護施設における継続的な支援の充実や更生緊急保護制度の拡充等**

⑥民間協力者の活動促進

主な取組

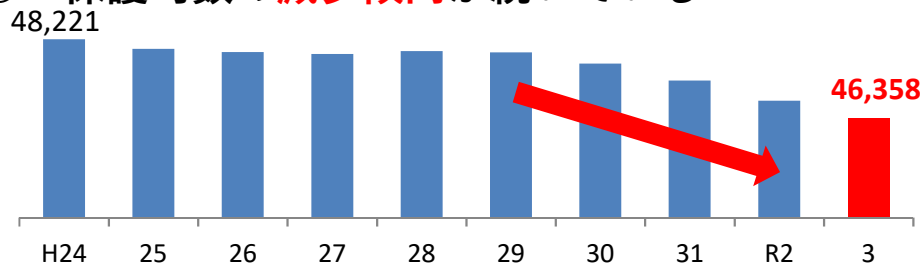
- 保護司の適任者確保の推進
- 立ち直り支援活動への民間資金の活用促進
- S I B（※）を活用した新たな事業の導入に向けた検討

※Social Impact Bond:民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式

現状

保護司の適任者確保の推進

- 保護司数の減少傾向が続いている



- ▶ 保護司の適任者確保を進めるため、
 - ・地域の活動拠点の設置を推進
 - ・保護司候補者検討協議会や保護司活動インターンシップを実施
 - ・保護司確保のためのマニュアル等を作成・配布

再犯防止分野における S I B 事業の導入に向けた検討

- ・案件組成のための調査研究を実施（R 1 年度）

「立ち直り応援基金」

の創設

- 全国の草の根の立ち直り支援活動に助成する目的で、令和 2 年 8 月、(更)日本更生保護協会が、一口千円からインターネットで寄附できる仕組みの「立ち直り応援基金」を創設
- 令和 2 年 1 2 月～令和 3 年 1 月を立ち直り応援基金・寄附強化月間と位置付け、効果的な広報活動を展開



寄附型自販機の設置



寄附メニューの展開

成果

- 更生保護サポートセンターを全ての保護司会（886地区）に整備
- S I B による新規事業として、非行少年に対する学習支援を含む案件を組成

課題と対応策

- 若年者の保護司の適任者確保
 - 若年者の保護司確保に向けた更なる負担軽減のため、保護観察事件の複数担当制や、報告書の電子化など保護司活動の ICT 化等を推進
- 立ち直り応援基金の認知度向上と賛同者の確保
 - 立ち直り応援基金の広報の充実強化と基金を活用した民間協力者の活動支援
- S I B を活用した非行少年に対する学習支援事業の実施

⑦地方公共団体との連携強化

主な取組

- 地域再犯防止推進モデル事業の実施（平成30年度～令和2年度）
- 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の作成，統計等の情報提供
- 「国と地方が連携した再犯防止の取組」をテーマとした広報・啓発イベントの実施

現状

地域再犯防止推進モデル事業

- 36 の地方公共団体において実施



【具体的な取組例】

- ・「立ち直りサポートセンター」を設置し，対象者の特性に応じた支援を実施（福岡県）
- ・性犯罪を行った起訴猶予者等に対して，専門家による心理カウンセリングプログラムを提供（大阪府）

地方再犯防止推進計画策定団体数（R2.10.1現在）

- 策定済み：71 団体 ・ 都道府県：31 団体
・ 市区町村：40 団体

※その他2団体が再犯防止に関する条例を制定

広報・啓発イベント

（R3. 1. 23）

- YouTubeを介して
全国へ生配信
- ・「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」をテーマとして，各地方公共団体における再犯防止に関する取組を紹介

▶ 配信再生回数
7,035回
（速報値）



成果

- モデル事業を通じた地方公共団体との連携による取組の好事例の蓄積
- 地方再犯防止推進計画の策定等，地域における取組の促進
- 幅広い層の国民に対し，地域における取組の重要性をアピール

課題と対応策

- **令和2年度までの取組の効果的な横展開，更なる取組の推進が必要**
→モデル事業によって効果が確認された取組の周知・共有
→都道府県と市区町村が連携した取組方策の確立に向けた検討